

改正前	改正後
<p data-bbox="190 331 987 363">3 - 10 産業活力再生特別措置法に関する証券会社の留意事項</p> <p data-bbox="190 392 1099 568">産業活力再生特別措置法（以下「産活法」という。）等に定める事業再構築に関する計画（以下「事業再構築計画」という。）の記載事項については、証券会社の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</p> <p data-bbox="190 778 1077 858">3 - 10 - 1 産活法第2条第2項第2号及び同法告示第6条、第8条、第9条の事業革新の定義</p> <p data-bbox="219 948 1099 1410">(1) 告示第6条の「当該新たな役務の売上高の合計額がすべての事業の売上高の1%以上となる場合」は、例えば、当該新たな役務の営業収益の合計額がすべての事業の営業収益の1%以上となる場合をいう。 (2) 告示第8条の「当該役務に係る1単位当たりの販売費が5%以上低減される場合」は、例えば、営業収益又は営業収入の1単位当たりの販売費・一般管理費が5%以上低減される場合をいう。 (3) 告示第9条の「事業再構築期間中の当該役務の売上高の伸び率が百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合」</p>	<p data-bbox="1126 331 1924 363">3 - 10 産業活力再生特別措置法に関する証券会社の留意事項</p> <p data-bbox="1126 392 2045 711">産業活力再生特別措置法（以下「産活法」という。）等に定める事業再構築に関する計画（以下「事業再構築計画」という。）<u>共同事業再編に関する計画（以下「共同事業再編計画」という。）</u> <u>経営資源再活用に関する計画（以下「経営資源再活用計画」という。）</u>及び<u>事業革新設備の導入に関する計画（以下「事業革新設備導入計画」という。）</u>の記載事項については、証券会社の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</p> <p data-bbox="1126 778 2045 906">3 - 10 - 1 産活法第2条第2項第2号及び産活法の施行に係る指針（以下「施行指針」という。）第6条、第8条、第9条の事業革新の定義について</p> <p data-bbox="1155 948 2045 1410">(1) <u>施行指針</u>第6条の「当該新たな役務の売上高の合計額がすべての事業の売上高の1%以上となる場合」は、例えば、当該新たな役務の営業収益の合計額がすべての事業の営業収益の1%以上となる場合をいう。 (2) <u>施行指針</u>第8条の「当該役務に係る1単位当たりの販売費が5%以上低減される場合」は、例えば、営業収益又は営業収入の1単位当たりの販売費・一般管理費が5%以上低減される場合をいう。 (3) <u>施行指針</u>第9条の「事業再構築期間中の当該役務の売上高の伸び率が百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場</p>

改正前	改正後
<p>は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の営業収益の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の営業収益の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合をいう。</p> <p>3 - 10 - 2 産活法第3条第6項第1号及び同法告示第11条の事業再構築の認定の基準</p> <p><u>告示第11条第1項第2号の「有形固定資産回転率（売上高を有形固定資産の帳簿価額で除した値）が5%以上上昇する」場合は、例えば、営業収益を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の営業収益の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の営業収益の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合をいう。</p> <p>3 - 10 - 2 産活法第3条第6項第1号及び我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）二.ロの事業再構築の認定の基準について</p> <p>(1) <u>基本指針二.ロ.1. の「事業再構築終了後の自己資本当期純利益率 - 事業再構築開始前の自己資本当期純利益率 2」は、例えば、自己資本当期利益率が2以上上昇する場合をいう。</u></p> <p>(2) <u>基本指針二.ロ.1. の「(事業再構築終了後の有形固定資産回転率/事業再構築開始前の有形固定資産回転率) × 100 105」は、例えば、営業収益を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。</u></p> <p>(3) <u>基本指針二.ロ.1. の「(事業再構築終了後の従業員1人あたり付加価値額/事業再構築開始前の従業員1人あたり付加価値額) × 100 106」は、例えば、従業員1人当たりの付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の和）が6%以上上昇する場合をいう。</u></p> <p>3 - 10 - 3 産活法第2条の2第2項第2号及び基本指針一.ハ.2. の財務内容の健全性の向上に関する目標の定義について</p> <p>(1) <u>基本指針一.ハ.2. (1)の「有利子負債合計額」は、例えば、負</u></p>

改正前	改正後
(新設)	<p><u>債性の資金調達手段のすべてを指す。</u></p> <p><u>(2) 基本指針一.八.2.(ロ)の「経常収入」は、例えば、営業収入と営業外収入の合計額を指し、「経常支出」は、例えば、営業費用と営業外費用の合計額を指す。</u></p> <p>3 - 10 - 4 産活法第2条の2第2項第3号及び基本指針三.ロの過剰供給構造にある事業分野の基準に関する事項の定義について</p> <p><u>基本指針三.ロ.3の「売上高」は、例えば、営業収益を指す。</u></p>
(新設)	<p>3 - 10 - 5 産活法第2条の2第2項第3号及び基本指針三.ハの共同事業再編の認定の基準について</p> <p><u>基本指針三.ハ.2.については、3 - 10 - 2(2)を準用する。</u></p>
(新設)	<p>3 - 10 - 6 産活法第2条の2第2項第4号及び基本指針四.ロの経営資源再活用の認定の基準について</p> <p><u>基本指針四.ロ.2及び3については、それぞれ3 - 10 - 2(2)及び3 - 10 - 2(3)を準用する。</u></p>